

西晋における单于

——元会儀礼における匈奴南单于の位置づけを中心に——

小野 響

はじめに

筆者は嘗て、後漢末期から魏晋時代にかけて、匈奴の君長号であった单于が匈奴のみならず、烏桓等の匈奴以外の諸集団にも用いられるようになった事を指摘した^①。そして当該拙稿では、单于という匈奴的なものが、後漢的ない屈の中で運用されていった点について述べた。換言すれば、これは後漢から魏晋にかけての時期が、单于の大きく変質する時代であった事を意味する。そうであれば、本家本元とも言うべき匈奴の单于——即ち、その当時においては匈奴南单于を指す——が、該当時期に如何なる存在であったのかが次に問われなくてはならないだろう。これを追求する事は、单于という君長号の在り方を解明する事にも繋がると思われる。

しかし、後漢末期から魏晋にかけての南匈奴の研究は盛んであるとは言いがたい。その理由の一つとしては、そもそも漢魏革命の際に名前の見える呼厨泉を最後に、匈奴南单于の系譜を追跡し難くなる事が挙げられよう^②。これは、当該期の匈奴南单于を分析するにおいて、中国王朝からの視点を活用しなくては、研究を展開させ難い事を意味する。また、これまでの魏晋期における匈奴に関する研究では、後に五胡十六国時代を切り開く劉淵とその一党や、彼らに先立って西晋に反旗を翻した劉猛らを主題とする傾向が強く、殊更に具体的な名前の伝わらない匈奴南单于

について注目される事は殆どなかった^③。そうであるとは言え、既に述べた如く、魏晋期の匈奴南单于もまた注目せねばならない存在であり、これを等閑視する事は出来まい。

そこで、本稿では如右の問題関心に応えるため、魏晋期の匈奴南单于の中でも、西晋の单于について検討を加えていきたい。何故、特に西晋のそれに注目するのかと言えば、西晋の元会儀礼の儀注である「咸寧儀注」^④において、单于が興味深い取り扱いを受けているからである（詳しくは後述）。そもそも「咸寧儀注」とは、西晋武帝の咸寧年間（270-279）に作成された元会儀礼に対する儀注であり、西晋の正史である『晋書』のみならず、『宋書』や『通典』にも記載が見られる。斯く「咸寧儀注」に匈奴南单于が出現する以上、西晋の元会儀礼において、匈奴南单于が何らかの役割を担っていた事は疑いない。

そこで、本稿は「咸寧儀注」を手掛かりに、西晋における匈奴南单于について検討を加える。そして、その検討結果を踏まえ、西晋の儀礼における匈奴南单于の持つ意味合いについて私見を述べたい。この作業を通して、单于変質の時代における匈奴南单于の在り方と、その背景について解明する事を目指す。

まず、「咸寧儀注」に出現する匈奴南单于について検討を加え、分析の端緒としよう。

一、「咸寧儀注」における匈奴南单于

最初に「咸寧儀注」の内容を確認しておきたい。なんととなれば、問題の匈奴南单于という語について、史料間で若干の異同があるからである。「咸寧儀注」の全文は極めて長大になるので、詳細は本稿末尾掲載の『宋書』・『晋書』・『通典』における西晋元会儀礼式次第比較表（以下、「別添表」と略記）に譲り、本論では必要な部分だけを抜粋

して論じていく。^⑤なお、別添表からの史料引用については、適宜表の第何行目であるかを注記した。併せて参照されたい。

さて、「咸寧儀注」を記す三書の内、最も古い『宋書』巻一四、礼志一から、匈奴南単于に関わる部分を引用してみよう。なお、以下、引用史料における○や傍線等は、全て小野による補筆である。また、『宋書』引用時における【】は、『晋書』巻二一、礼志下及び『通典』巻七〇、礼典三〇、「元正冬至受朝賀」から補った部分である。^⑥

晋武帝世、更定元會注。今有咸寧注是也。……咸寧注、……成禮訖、謁者引下殿、還故位。【掌禮郎讚「皇帝延太尉等。」】治禮郎引公・特進・匈奴南單于子・金紫將軍當大鴻臚西、中二千石・二千石・千石・六百石當大行令西、皆北面伏。

晋武帝の世、更めて元會注を定む。今有る咸寧注は是れなり。（別添表第1行目）……咸寧注に、（別添表第6行目）……禮を成し訖え、謁者、引きて殿を下り、故位に還らしむ。【掌禮郎、「皇帝、太尉等を延く」と讚す。（別添表第33行目C・D列）】治禮郎、公・特進・匈奴南單于子・金紫將軍を引きて大鴻臚の西に當らしめ、中二千石・二千石・千石・六百石もて大行令の西に當らしめ、皆、北面して伏す。（別添表第32 - 34行目）

斯く元会儀礼に「匈奴南單于子」が参加している事を知る。そして、「咸寧儀注」に示された式次第に従えば、「匈奴南單于子」の登場は元会儀礼の中でも晨賀の部分からとなる。晨賀の持つ儀礼上の位置付けの説明や、晨賀から参加する事の意味を検討する事は次章に譲り、本章では先に「匈奴南單于子」とは何かについて確認しておく。これが匈奴南単于なのか、それともその子なのかという問題は、本稿の根幹にかかわる重要な点であるからである。

結論から言ってしまうば、これは「匈奴南单于」の事であろうと思われる。事実、同じく「咸寧儀注」を引用する『晋書』や『通典』は、この部分を「匈奴南单于」とする（別添表第34行目C・D列）。一見して明らかのように、『宋書』との間に記述のずれがあるが、恐らく『晋書』と『通典』とが当を得ているであろう。何故ならば、儀注というものの性格を踏まえ、且つ官僚達と並列して書かれている事から考えれば、「匈奴南单于子」とある位置には、肩書きが記される蓋然性が高い。そうであれば、「匈奴南单于子」よりも「匈奴南单于」であつたとするほうが自然だろうからである。

そもそも『宋書』の「咸寧儀注」部分の末尾には「江左更隨事立位、大體亦無異也。宋有天下、多仍舊儀、所損益可知矣」（別添表第82行目）とあつて、「咸寧儀注」が単なる一回性の式次第記録ではなく、改変されつつも後世に継承されていく式次第であつた事が読み取れる。そうであれば、やはり匈奴南单于の子よりも、匈奴南单于こそが記述されるに相応しいだろう。なんとすれば、もし匈奴南单于も元会儀礼に参加する場合、儀注に記されるのが匈奴南单于の子であるとすると、父である匈奴南单于の立ち位置が不透明な中、その子のみが高位の官僚とともに儀礼に参加する事になるからである。これは、儀礼の在り方として極めて不自然であると言わざるを得ないだろう。

なお、侯旭東氏は、「子」字は本来、儀注における本文横にあつた小文字の注釈であつて、单于が来朝できない場合はその子供が代行する事を補足説明していたという解釈を示している。左賢王等の匈奴的な肩書きではなく、漠然と单于の子を儀注に記すという点には、疑問がないではない。とはいえ、右に見た如く不自然な「子」字に対する解釈として、否定しきれない指摘である事も間違いない。何れにせよ、原則として匈奴南单于が元会儀礼に参加する事が前提とされていたと解する侯氏の観点には、筆者も異論がない。即ち、この部分に関しては『晋書』や『通典』に従うべきと言えよう。^④

次に、「咸寧儀注」に示された式次第の分析を通して、匈奴南単于が如何なる立ち振る舞いを要求されているのかを見てみよう。まず、晨賀の中で「治禮引公至金紫將軍上殿、當御座。皇帝興、皆再拜。皇帝坐、又再拜」(別添表第37-39行目)とあるのが目を引く。つまり、匈奴南単于が三公以下百官と共に「皇帝延太尉等」の掛け声と共に上殿しているのである^⑩。

そして、儀礼が進行していき、「晝漏上水六刻」(別添表第47行目)になると「諸蠻夷胡客以次入、皆再拜訖、坐」(別添表第48行目)として、「諸蠻夷胡客」の儀礼空間への入場が記される。その直後から晝会になるので、「諸蠻夷胡客」は主に晝会から参加すると見做して良い。

晝会の部分には、「謁者僕射跪奏「請羣臣上。」謁者引王公至二千石上殿、千石・六百石停本位」(別添表第51-52行目)とある。晨賀の部分の記述と対応させれば、王と「公・特進・匈奴南単于・金紫將軍・中二千石・二千石」が、「王公至二千石」に該当すると見て良いだろう。即ち匈奴南単于は百官と行動を共にしているのであって、「諸蠻夷胡客」とは異なる儀礼上の位置づけを与えられているのである。式次第のみに限って見てみれば、匈奴南単于の立場は夷狄より寧ろ百官に近い。

以上を要するに、西晋の元会儀礼において、匈奴南単于は「諸蠻夷胡客」と明確に区別されており、その挙動は寧ろ百官達と同じくしていたのである。では、それは如何なる意味を持つのか、この事を元会儀礼の中で考えてみたい。そもそも元会儀礼とは何であるのか。章を改めて確認しよう。

二、西晋の元会儀礼における匈奴南单于

西晋の元会儀礼については、既に渡辺信一郎氏によつて、その儀式の大体の様相と、有する意味合いが大凡明らかにされている。氏に拠れば、「元会儀礼の構造的根幹をなしたのは、朝賀委贄をつうじて達成される皇帝と中央官僚との間の君臣関係の年ごとの更新」だとされる。そして、儀礼の前半の晨賀は君臣関係の再確認であり、後半の昼会は君臣和合儀礼と位置付けられる。¹¹⁾

前章で確認した如く、「諸蠻夷胡客」が主として昼会から参加するのに対して、匈奴南单于が晨賀から参加している事は、匈奴南单于と「諸蠻夷胡客」とが—少なくとも儀礼上乃至理念上—区別されている事を意味する。そして晨賀が君臣関係の再確認の意味を持つ以上、匈奴南单于是西晋皇帝の臣下として位置づけられていると言える。

それに対して「諸蠻夷胡客」は、主として君臣和合儀礼（昼会）から参加する遠来の蛮夷である。広く見れば同じく皇帝の臣下ではあるが、百官と並列する臣と、遠来の蛮夷としての臣とでは、その意味合いを異にする事は論を俟たない。従つて、匈奴南单于と「諸蠻夷胡客」とが担う儀礼上の役割は異なっていたと言わざるを得ないだろう。

つまり、本来、匈奴南单于とは四夷の一つであつたはずなのに、「咸寧儀注」においては、四夷よりも寧ろ百官に近い待遇を得ているという事である。これは単なる儀礼上の立場の違いに止まらず、西晋が期待する儀礼上の役割が、匈奴南单于と「諸蠻夷胡客」とで異なっていた事を示唆する。換言すれば、西晋の元会儀礼において、匈奴南单于是「諸蠻夷胡客」ではない事になる。では、かかる匈奴南单于の四夷からの分離は、そもそも如何なる歴史的背景を有しているのだろうか。

後漢末以来、匈奴南单于の立場は、極めて不安定であつた。それは、『三国志』卷一、武帝紀、初平三（192）年

春条裴松之注所引『魏書』に、

於夫羅者、南單于子也。中平中、發匈奴兵、於夫羅率以助漢。會本國反、殺南單于。於夫羅遂將其衆留中國。因天下撓亂、與西河白波賊合、破太原・河内、抄略諸郡爲寇。於夫羅は、南單于の子なり。中平中、匈奴兵を發し、於夫羅、率いて以て漢を助く。會々本國、反き、南單于を殺す。於夫羅、遂に其の衆を將いて中國に留む。天下の撓亂するに因り、西河の白波賊と合し、太原・河内を破り、諸郡を抄略して寇を爲す。

とある事からも知られる。ここでは、南單于の子である於夫羅が後漢のために遠征していた時、本国で反乱が起きて南單于が殺害され、於夫羅は帰られなくなつたとされる。周知の通り南匈奴は後漢に内附してより、主に後漢の領域内に分布していたから、ここに見える「中国」の語は、中原程度の意味であろう。

ところで、『後漢書』列伝七九、南匈奴列伝は、少し異なる話を載せる。即ち、

單于羌渠、光和二年立。中平四年、前中山太守張純反畔、遂率鮮卑寇邊郡。靈帝詔發南匈奴兵、配幽州牧劉虞討之。單于遣左賢王將騎詣幽州。國人恐單于發兵無已、五年、右部醜落與休著各胡・白馬銅等十餘萬人反、攻殺單于。單于羌渠立十年、子右賢王於扶羅立。持至戶逐侯單于於扶羅、中平五年立。國人殺其父者遂畔、共立須卜骨都侯爲單于、而於扶羅詣闕自訟。會靈帝崩、天下大亂、單于將數千騎與白波賊合兵寇河内諸郡。時民皆保聚、鈔掠無利、而兵遂挫傷。復欲歸國、國人不受、乃止河東。須卜骨都侯爲單于一年而死、南庭遂虛其位、

以老王行國事。

單于羌渠、光和二（179）年に立つ。中平四（187）年、前の中山太守の張純、反畔し、遂に鮮卑を率いて邊郡を寇す。靈帝、詔して南匈奴の兵を發し、幽州牧の劉虞に配して之を討たしむ。單于、左賢王を遣わして騎を將いて幽州に詣らしむ。國人、單于の發兵已む無きを恐れ、（中平）五（188）年、右部醜落と休著各胡・白馬銅等十餘萬人と反し、攻めて單于を殺す。單于羌渠、立つこと十年、子の右賢王の於扶羅、立つ。持至戸逐侯單于於扶羅、中平五年に立つ。國人の其の父を殺す者は遂に畔し、共に須卜骨都侯を立てて單于と爲し、而して於扶羅、闕に詣りて自ら訟す。會靈帝、崩じ、天下大亂すれば、單于、數千騎を將いて白波賊と合して河内の諸郡を兵寇す。時に民は皆な聚を保ち、鈔掠、利無く、而して兵、遂に挫傷す。復た國に歸らんと欲すも、國人、受けず、乃ち河東に止まる。須卜骨都侯、單于と爲りて一年して死し、南庭、遂に其の位を虚にし、老王を以て國事を行う。

とあつて、於夫羅の父の羌渠單于が、國人の反発を受けて殺害され、その子の於夫羅に対しても一部國人は付き従わず、却つて須卜骨都侯を單于に擁立し対立、その死後は單于すら置かず、老王によつて統治を行ったとされるのである。前掲『魏書』の記述とは細部で異なるものの、『後漢書』の記述はより具体的であると言つて良い。どちらを是とするかは兎も角、右に引いた『魏書』と『後漢書』からは一若干の事実の食い違いがあるものの、以下の点を読み取れよう。即ち、於夫羅の活動時期前後に、匈奴南單于と匈奴の部衆の対立は頂点に達し、匈奴南單于と匈奴本国とが一旦分離したのである。

その後、匈奴南單于を継いだのは、於夫羅の弟の呼廚泉であつた。『後漢書』列伝七九、南匈奴列伝に、

單于於扶羅立七年死、弟呼廚泉立。單于呼廚泉、興平二年立。以兄被逐、不得歸國、數爲鮮卑所鈔。建安元年、獻帝自長安東歸、右賢王去卑與白波賊帥韓暹等侍衛天子、拒擊李傕・郭汜。及車駕還洛陽、又徙遷許、然後歸國。

單于於扶羅、立つこと七年にして死し、弟の呼廚泉、立つ。單于呼廚泉、興平二（195）年に立つ。兄の逐わるるを以て、歸國するを得ず、數々鮮卑の鈔する所と爲る。建安元（196）年、獻帝、長安より東歸し、右賢王の去卑、白波賊帥の韓暹等と天子を侍衛し、李傕・郭汜を拒撃す。車駕、洛陽に還るに及び、又た許に徙遷し、然る後に歸國す。

とあり、後漢の獻帝が許に遷った後、しばらくして匈奴本国に帰国した事が知られる。ここで再び匈奴南単于と匈奴本国は合流する事になったのであるが、それが永続した訳ではなかった。『三国志』卷一、武帝紀、建安二十一年（216）年七月条を見てみると、

匈奴南單于呼廚泉將其名王來朝。待以客禮、遂留魏、使右賢王去卑監其國。

匈奴南單于の呼廚泉、其の名王を將いて來朝す。待するに客禮を以てし、遂に魏に留め、右賢王の去卑をして其の國を監せしむ。

とあって、呼廚泉が鄴に留め置かれ、匈奴本国へは右賢王の去卑が派遣されていた事を知る。つまり、匈奴南單于たる呼廚泉は本国を離れる事になったのであり、再び、匈奴南單于と匈奴本国とは分離する事となった。これ以後、

匈奴南单于と匈奴の民衆との関係は、徐々に希薄になっていったであろう事は想像に難くない^⑫。その一方で、既に見た西晋の元会儀礼中の位置づけから明らかな通り、匈奴南单于是西晋皇帝と百官の君臣関係確認儀礼の中に組み込まれ、(二者択一的に言えば)四夷としての位置づけではなく、百官に相当する位置づけを与えられた。これは、右に見た『三国志』において、呼厨泉を「客禮」で待遇している点とも相違していると言えよう。即ち、明らかに後漢末期から魏晋にかけて、匈奴南单于の中国王朝における儀礼上の位置付けは変化しているのである。

さて、以上に述べてきた事により、後漢末以来、匈奴南单于是徐々に匈奴の民衆と乖離し、且つ中国王朝における儀礼上では四夷から分離していつている事が見て取れた。そうであれば、匈奴南单于是徐々に四夷の君長としての実質を持たなくなり、却つて中国王朝における百官に近い位置づけを有するようになっていつたと予測できるのではないだろうか。

では、匈奴南单于の四夷とは異なるという位置づけは、「威寧儀注」からどこまで遡る事ができるのであるだろうか。章を改めて、西晋以前において、四夷の君長から匈奴单于が切り離される予兆があったのかについて見ていきたい^⑬。

三、魏晋王朝における匈奴南单于の位置づけ

西晋建国より更に遡る漢魏革命において、既に匈奴南单于が他の四夷と区別されている事を察せしめる史料がある。それが漢魏革命を勧進する「上尊号碑」^⑭である。

「上尊号碑」には曹丕即位を求める人の名前が列举されているが、そこに「匈奴南单于臣泉」の名が見える。彼は言うまでもなく匈奴南单于の呼厨泉であつて、「上尊号碑」においては前後左右將軍と九卿の間に名を記されてい

る。これを「お客さん」^⑤と見做す事も可能ではあるが、そうであったとしても、その「お客さん」を官僚秩序内に序列づけるという行為は、匈奴南单于の在り方に影響したであろう。

その後、漢魏革命の時に於いても、『三国志』卷二、文帝紀、黄初元（220）年十月条裴松之注引『献帝伝』に、

辛未、魏王登壇受禪、公卿・列侯・諸將・匈奴單于・四夷朝者數萬人陪位、燎祭天地・五嶽・四瀆。

辛未、魏王、登壇して受禪し、公卿・列侯・諸將・匈奴單于・四夷の朝する者數萬人、陪位し、天地・五嶽・四瀆を燎祭す。

とあつて、やはり匈奴单于が四夷と區別されて記述されている事を見る。これを、匈奴单于が別格であつて、「四夷」の頂点に位置する存在である事を表象している^⑥と見做す見解もあるが、これまでの議論に即して考えるのであれば、必ずしもそのように理解する必要はないだろう。「上尊号碑」にせよ『献帝伝』にせよ、ここに見える記述は、「四夷」と匈奴单于とが分離していく過程が大凡漢魏交代期にあつた事を示唆するものだと思われる。何故ならば、既に引いた『三国志』卷一、武帝紀、建安二十一（216）年七月条では、匈奴南单于呼厨泉は「客禮」待遇であるが、漢魏革命時の「上尊号碑」では百官の中に位置づけられており、徐々に中国王朝の秩序に取り込まれていく事が知られるからである。^⑦

しかし、曹魏において、なお匈奴南单于は、夷狄の君主としての待遇——乃至認識——を与えられる事もあつた。『三国志』卷四八、孫皓伝、甘露元（265）年三月条裴松之注引干宝『晋紀』に、

晉文王饗之、百寮畢會、使僕者告曰「某者安樂公也。」陟曰「西主失土、爲君王所禮、位同三代、莫不感義。匈奴邊塞難羈之國、君王懷之、親在坐席、此誠威恩遠著。」

晉文王、之(紀陟)を饗し、百寮、會し畢わるに、僕者をして告げしめて曰く「某は安樂公なり。某は匈奴單于なり」と、(紀)陟、曰く「西主、土を失し、君王の禮する所と爲り、位、三代に同じければ、義に感ぜざる莫し。匈奴、邊塞難羈の國、君王、之を懷し、親しく坐席に在れば、此れ誠に威恩、遠くに著われり」と。

とある。これより、蜀漢後主と匈奴南單于とが、共に司馬昭主權の孫吳の使者の紀陟をもてなす宴会に参加しており、ここでは匈奴南單于はなお「邊塞難羈之國」の代表としての位置づけを得ている事を知る。曹魏と孫吳との關係を考えれば、斯く蜀漢後主と匈奴南單于を並べて宴席に参加させる事によって、曹魏の—實質的には司馬昭の—權勢を印象付ける目的があつたのであろう。

右の干宝『晋紀』から、曹魏建国の際には既に四夷と分離しつつあつた匈奴南單于であつても、曹魏(乃至司馬昭)の勢力が盛んな様子を見せつけたい状況においては、なお「邊塞難羈之國」の代表として遇され、政治的に利用されてきた事が知られよう。つまり、匈奴南單于の立場はある程度可變的であつた事が予想されるのである。

そうであるとはいへ、西晋の「威寧儀注」に至つて、匈奴南單于が儀礼上では百官と同じ立場に置かれるようになった事に鑑みれば、漢魏革命以来、匈奴南單于の地位は、徐々に四夷の君長の側から百官の側へと移つていったと理解して良いだろう。^⑧ その変遷過程の中途にある右掲『晋紀』のエピソードは、百官に近づいていく匈奴南單于であつても、政治的な要請によつては、なお「邊塞難羈之國」の代表としての位置づけを得られた事を示している。そうであるならば、時期によつて、匈奴南單于は「夷狄の君長」と「百官」という二面性を有していた事になる。

次章では、かかる二面性の持つ意味を考えていきたい。

四、匈奴南単于の持つ二面性

無論、匈奴南単于とは匈奴の君長であつて、その意味において夷狄である事は疑いない。その一方で、既に述べたように於夫羅以降の匈奴南単于は、しばしば匈奴本国と分離し、呼廚泉に至つては中国王朝に抑留された。ために、匈奴南単于は徐々に匈奴の君長としての実質をなくしていく。

儒教的理念において夷狄が中国に朝貢する事は、中国皇帝の徳を喧伝する意味を持つと観念される。かかる意味合いにおいて匈奴南単于が利用された事例としては、例えば『三国志』卷二、文帝紀、黄初元（220）年十一月条の、

更授匈奴南単于呼廚泉魏璽綬、賜青蓋車・乘輿・寶劍・玉玦。

更めて匈奴南単于呼廚泉に魏の璽綬を授け、青蓋車・乘輿・寶劍・玉玦を賜う。

があるだろう。ここでは、呼廚泉が持つていた後漢の璽綬を、曹魏のものに変更している。璽綬の更新は、匈奴南単于として後漢より受けていた待遇を、曹魏においても保証する事を意味する。斯様な保証の存在そのものが、匈奴南単于の持つ政治的利用価値を窺わせるものとなる。

ここで匈奴南単于が期待されていた事は、「夷狄の君長」としての役割であると思われる。それは諸侯王に許され

る青蓋車を、呼廚泉が給わっている事からも察せられる。^⑩これは前漢宣帝期に、匈奴南单于を客礼で諸侯王より上位に位置づけた以来の流れを汲む処遇と思われるからである。^⑪これによつて、曹魏は漢に等しい徳を持つという事が一理念的に一標榜できる。

その一方で、もはや夷狄の君長としての実質を持たなくなった匈奴南单于は、百官と共に行動する事もあつた。その代表が先にも触れた「上尊号碑」である。そこで呼廚泉は「匈奴南单于臣泉」として、前後左右將軍と九卿の間、間にその名を刻み、曹丕に即位を勧進している事は既に見た。ここに、曹魏建国前後における匈奴南单于の二面性が如実に表れているよう。

渡邊義浩氏は、匈奴南单于呼廚泉の「上尊号碑」への登場を、「異民族の朝貢を天子の徳を証明する重要な手段」とした具体例の一つとする。^⑫しかし、もしそうであれば、本来諸侯王に比する格を有する匈奴南单于が、前後左右將軍と九卿の間に位置づけられている理由が説明できない。「上尊号碑」に現れた匈奴南单于は、明らかに夷狄の君長としてではない位置づけ一換言すれば、従来の匈奴南单于とは異なる位置付け一を与えられていると解した方が良いであろう。

もし斯様に理解しないのであれば、前後左右將軍と九卿の間というのは、極めて中途半端である。匈奴南单于が本来持つはずの諸侯王に比する格として見れば、この署名の位置は低すぎるし、単に夷狄として扱うのであれば、何故、九卿の上になるのか。やはり、後漢の—乃至新王朝たる曹魏の—百官秩序の中で、然るべき席次を新たに与えられたものである。ここに単なる諸侯王格の待遇に止まらない、匈奴南单于の処遇の幅が看取される。本稿で述べた如き夷狄と百官という二面性を有する匈奴南单于を、何如に処遇していくのかという問題が、かかる幅の存在を惹起したのではなからうか。

ともあれ、官僚秩序の中に位置づけられるという意味において、匈奴南単于は「官僚化」²⁶⁾してきていると言つて良い。その背景には、繰り返し述べた如く、匈奴南単于が四夷の君長としての実質を失つた事がある。

では、「咸寧儀注」において——換言すれば、西晋の元会儀礼において——匈奴南単于が夷狄ではなく百官に相当する場所に位置づけられている事は、何を意味するのだろうか。それは元会儀礼における夷狄が、あくまでも理念上の存在であつて、民族的出自とは必ずしも関係しない事を意味するのだと思われる。

元会儀礼は、天下を治める中国君主を慕う夷狄を視覚的に演出する効果が必要とする。そうであれば、そこに集う夷狄の君長は——極端に言えば——紛れもなく「中華と大きく異なる野蛮な夷狄」でなくてはならない。そして、それが「野蛮」——ここにおける「野蛮」とは、儒教的価値観からの判断である点は言うまでもない——であればあるほど、皇帝の徳が遠くまで及んだことを表象する。しかし、長らく中原王朝の首都乃至重要拠点に起居しており、時には百官と行動を共にする事もあつた匈奴南単于では、かかる役割が担い得なかつたのではあるまいか。即ち、儀礼空間における夷狄の役割を担う事が重要なのであつて、そのような役割を期待できないものは、その血統的な出自が如何なるものであれ、夷狄とは——儀礼上——遇され得なかつたのである。²⁷⁾

以上を踏まえた上で、匈奴南単于が夷狄から切り離されている意味を考えれば、この事は、西晋の咸寧年間において、もはや匈奴南単于は理念上において夷狄としての地位を失つていた事を表しているのだと言える。それは、匈奴南単于の中国王朝における「官僚化」が進展していった事と表裏をなす。そこには血統的出自よりも、王朝における立場等が、その処遇に大きく影響していたという点が看取されよう。

おわりに

本稿冒頭でも述べたように、筆者は後漢末期より、单于という称号が匈奴的な運用法を離れ、極めて後漢的な理屈の下で運用されてきた事を指摘した^②。そして、時代が降った五胡十六国時代において、单于は君主号としても用いられるが、その一方で胡族管理を行う官僚の如き役割をも担うようになった^③。西晋の儀礼上における单于の「官僚化」は、かかる单于の持つ性格の変化に少なくない影響を与えたであろう。つまり、本来、匈奴のものであった单于は、中国王朝的な運用方法に取り込まれ、その過程で官僚的な取り扱いを受けるようになったのである。五胡十六国時代における单于の在り方を踏まえれば、魏晋時代における斯様な单于の変化は、後の時代にまで繋がっていた可能性を含んでいると言えよう。この問題については、本稿の結論を踏まえた上で、五胡諸国の单于との比較を行う必要があるだろう。後考を期したい。

ところで、前掲注①拙稿では、与えられる单于が官的なものか、将又爵的なものか決し難いとしていたが(二〇五—一〇六頁)、本稿で述べた事例に鑑みれば、官僚秩序の中に序列を有するという意味において、单于は官的なものであったと言い得るのではないだろうか。つまり、匈奴はもともと四夷であったにも拘わらず、その指導者たる单于は徐々に四夷から離れ、中国王朝の百官としての位置づけを与えられていったのである。この单于が再び匈奴ら四夷を率いるには、劉淵の大单于即位を俟たねばならない^④。

斯様な漢魏晋期における君長号の変質は、匈奴南单于以外の夷狄の君長号には見られなかった。羌や氐等を見るまでもなく、後漢の領域内に居住していた夷狄は少なくない。そうであるにも拘らず、何故、匈奴南单于のみが、かかる特殊な待遇を得たのか。以下、それについて現時点における筆者の臆断を示しておきたい。そもそも匈奴は

前漢建国以来、極めて強大な「敵国」であった。この歴史上の記憶は、勢力が弱体化した後の匈奴にも、なお一種の存在感を与えたのだろう。ために、匈奴南单于の持つ政治的価値は、その現実を持つている力と関わらない所にも存在したと思われる。ために、匈奴南单于だけが特に四夷から切り離され、特殊な待遇を得るようになったのではないだろうか。

【附記一】本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金（特別研究員奨励費 P20101878）による研究成果の一部である。

【附記二】本稿は、二〇二一年八月二三日に行われた、中国社会科学院による中国社会科学論壇（二〇二二年、歴史）「中国中古制度・礼儀与西秦生活国際学術検討会」で報告した「西晋的单于——以元会儀礼中匈奴南单于的位置為中心」（オンライン報告）が基となっている。席上で様々なご意見を頂戴した。ここに改めて御礼申し上げます。また、本稿の中国語要旨は、右報告の際に、陳志遠氏（中国社会科学院助理研究員）を煩わして翻訳されたものを基としている。転用を快く許諾してくれた陳氏に感謝申し上げます。

注

- ① 小野響「烏桓における单于の導入—三郡烏桓王権の変化と非漢族への单于授与—」（『立命館東洋史学』四三、二〇二〇年）参照。
- ② 『後漢書』列伝七九、南匈奴列伝に記録される匈奴南单于は呼厨泉が最後であつて、先行研究においても概ねその考えは踏襲されている。例えば、林幹『匈奴史』（人民出版社、二〇一〇年）の「匈奴单于世系表」（二四九～二五二頁所掲）は、呼厨泉以降の匈奴南单于の名を記していない。また、沢田勲『匈奴——古代遊牧国家の興亡——新訂版』（東方書店、二〇一五年、初版一九九六年）も、同じく呼厨泉を最後の匈奴南单于に数えている。
- ③ 但し、魏晋期の匈奴南单于が一切顧みられなかった訳ではなく、例えば、内田吟風「魏晋時代の五部匈奴」（同『北アジア史研究

- 匈奴篇』同朋舎、一九七五年、初出一九三四年）は、八王の乱の際に、劉淵が成都王司馬穎より北单于を与えられた事について、「とりもなおさず南单于が西晉末、五胡乱発生時代までも、なお存在していたことを強く物語る」（二七八頁）と述べている。とはいえ、内田氏もこれ以上の言及はなく、具体的に西晋時期の匈奴南单于が如何なる存在であったかを検討している訳ではない。
- ④ 後掲『宋書』礼志に見える如く、「咸寧儀注」とは、史料の記述に即して厳密に言えば、西晋武帝の咸寧年間に制定された「元會注」であり、劉宋代における「咸寧注」である。本稿では便宜的に「咸寧儀注」と呼称する。
- ⑤ 『宋書』・『晋書』・『通典』は何れも中華書局標点本を使用し、『宋書』については修訂本（二〇一九年刊）を用いた。なお、句読点については小野が改めた場合がある。
- ⑥ 引用部分を見れば分かる通り、『宋書』の記事には脱誤もあるようなので、以下の行論において、式次第に言及する場合、適宜『晋書』や『通典』からも補う。三書の異同については別添表を参照されたい。
- ⑦ 侯旭東「天下秩序、八王之乱与劉淵起兵——一個「辺縁人」的成長史」（『史学月刊』二〇二二年第八期、一九頁）参照。
- ⑧ 「匈奴南单于子」という記述を、文字通り「匈奴南单于の子」と解釈する研究もある。例えば、陳戊国『魏晋南北朝礼制研究』（湖南教育出版社、一九九五年）は、「伝統的に、匈奴单于是諸侯王より格上であるはずであり、その子が来れば諸侯王より下でも問題はない。従って『宋書』と『晋書』、『通典』を引き比べれば、『宋書』の「匈奴南单于子」が正しい」（拙訳、一七三頁）とする。しかし、本論で述べた如く、この解釈には従い難い。原則的には匈奴南单于が元会儀礼に参加したものと考えるべきであろう。
- ⑨ 特に『宋書』と『晋書』より後に成立している『通典』が、成立年代の早い『宋書』ではなく、却って『晋書』の記述を襲っている点は、「匈奴南单于」が是であるとする私見を間接的に支えるものであろう。
- ⑩ 加えて言えば、この時に中二千石以下が上殿を許されていない点から見れば、百官の中でも高い格式を有している側に匈奴南单于が属している事が知られる。
- ⑪ 渡辺信一郎「元会儀礼の成立——第二期・西晋く六朝末」（同『天空の玉座 中国古代帝国の朝政と儀礼』柏書房、一九九六年）参照。引用部分は一九一頁。
- ⑫ 曹操の南匈奴政策については、町田隆吉「二・三世紀の南匈奴について——『晋書』卷一〇一劉元海載記解釈試論」（『社会文化史

学』一三、一九七六年)を参照。

⑬ なお、例えば西晋建国時点において、南郊の儀礼の際に匈奴南単于と四夷とが分けて記されている事例がある。

『晋書』卷三、武帝紀、泰始元(265)年冬十二月丙寅条

設壇于南郊、百僚在位及匈奴南単于四夷會者數萬人。

即ち、少なくとも西晋建国以来、匈奴南単于は単なる四夷の一つではなくなっている事が推知される。本稿は更に遡って、匈奴南単于と四夷の分離の端緒を把握しようとするものである。

⑭ 本稿が参照した「上尊号碑」の拓本写真と録文は、三国時代の出土文字資料班『魏晋石刻資料選注』(京都大学人文科学研究所、二〇〇五年)所携のものに拠った。

⑮ 井波陵一「漢から魏へ——上尊号碑」(京都大学人文科学研究所附属漢字情報研究センター編『三国鼎立から統一へ——史書と碑文をあわせ読む』研文出版、二〇〇八年)、一〇八頁。

⑯ 伊藤光成「魏文帝の国際秩序構想——漢代の国際秩序」の継承(『東洋学報』一〇二—三、二〇二〇年、二一一頁)参照。伊藤氏の見解では「公卿・列侯・諸將・匈奴単于・四夷」と併記されている中で、「匈奴単于・四夷」の二つは実質として同じ四夷でありながら、匈奴南単于のみ、その特別さ故に別に抜き出して書かれたと解釈する事になる。しかし、同じく併記される「公卿・列侯・諸將」との対比で考えれば、匈奴南単于が特異であるという点には賛同できるものの、それが別格の四夷であって、四夷でありながら独立して書かれたものだと見做すのは、無理があるように思う。この史料は、本論で述べた如く四夷から分離してきた匈奴南単于が、四夷ではない位置づけを与えられた事を示していると解した方が良いのではないだろうか。

⑰ なお、夷狄である匈奴南単于が勧進に名を連ねる事が、儒教的な価値観から重要であるという議論も成り立ち得る。この問題については本稿第四章で言及する。

⑱ 附言しておく、曹魏の元会儀礼において匈奴南単于が何如に遇されたのかは、史料的制約もあつて論じ得ない。梁満倉『魏晋南北朝五礼制度考論』(社会科学出版社、二〇〇九年)は、曹魏は元会儀礼を日食で取り止めなかったが、西晋以降は日食その他の理由でしばしば元会儀礼を中止乃至規模を縮小して実施している事を指摘しており(三三三—三四三頁)、曹魏と西晋の間に制度的

な転換の存在を看取できる。故に「咸寧儀注」で匈奴南单于が元会儀礼に参加しているからといって、それを安易に曹魏に遡及させて理解する事は慎まねばならない。この点は、今後の検討課題としておきたい。

⑲ 『統漢書』志二九 輿服志上、青蓋車

皇太子・皇子皆安車、朱班輪、青蓋、金華蚤、黑櫛文、畫幡文輶、金塗五末。皇子爲王、錫以乘之、故曰王青蓋車。

⑳ 『漢書』卷八、宣帝紀、甘露一(前52)年十二月条

詔曰「蓋聞五帝三王、禮所不施、不及以政。今匈奴單于稱北藩臣、朝正月、朕之不逮、德不能弘覆。其以客禮待之、位在諸侯王上。」

なお、後漢建武二六(50)年には「冠帶、衣裳、黄金璽、縹縞綬、安車羽蓋、華藻駕駟、寶劔弓箭、黑節三、駙馬二、黄金、錦繡、繪布萬匹、絮萬斤、樂器鼓車、檠戟甲兵、飲食什器」を給わっており(『後漢書』列伝七九、南匈奴列伝)、その下賜品は必ずしも一定しない。本稿が「流れを汲む処遇」と記したのは、かかる変化を踏まえての事である。匈奴南单于に対する漢王朝の礼遇何如については、岡安勇「中国古代における『客礼』の礼遇形式―匈奴呼韓邪单于への礼遇を手掛かりとして―」(『東方学』七四、一九八七年)、保科季子「漢儒の外交構想―「夷狄不臣」論を中心に―」(夫馬進編『中国東アジア外交交流史の研究』京都大学学術出版会、二〇〇七年)等を参照。

㉑ 渡邊義浩「曹魏の異民族政策」(同『三国志よりみた邪馬台国』汲古書院、二〇一六年、初出二〇一五年、引用は同書一〇〇頁より)参照。

㉒ 本稿で言う「官僚化」とは、実際には官品等を持つていたとは考え難い存在ながら、実態として官僚並に扱われる存在に転化する事を指す。即ち、そもそも匈奴南单于とは、漢王朝における外臣であつて(この問題については前掲注⑳所携の諸論文を参照)、本稿で取り上げたように中国王朝の官僚と並列に並べられるような存在ではない。そうであるにも拘わらず、例えば咸寧儀注に顕著なように、匈奴南单于が官僚と同列の存在として記録され、儀礼中の振る舞いを要請されている。本来そのような立場になかつたものが、あたかも官僚かのように取り扱われるようになる事を、本稿では「官僚化」と呼ぶ。従つて、明確に官僚に転化した訳ではなく、その意味では語弊もあるかもしれないが、差し当たり斯様に表現しておく事とする。

⑳ 以上の見解に基づけば、呼厨泉以降の匈奴南单于が、真に匈奴轡韃氏の血統であったかは保証の限りではない。本来、单于に即位できるのは轡韃氏だけであるが、劉淵らの事例を見れば、五胡十六国時代直前の頃には、かかる原則は必ずしも順守されるものでなかった事を知る（劉淵の血統問題については、唐長孺「魏晉雜胡考」、『唐長孺文集』 魏晉南北朝史論叢 中華書局、二〇一〇年、初版一九五五年）、前掲町田隆吉「二・三世紀の南匈奴について」『晋書』 卷一〇一劉元海載記解釈試論、片桐功「屠各胡考——劉淵拳兵前史——」、『名古屋大学東洋史研究報告』 一三、一九八八年）等を参照。故に、例えば「咸寧儀注」に出現する匈奴南单于は、於夫羅乃至呼厨泉の直系親族でない可能性が排除されないのである。この点は、具体的に誰が呼厨泉以降の匈奴南单于であったのが不明である現在の史料状況では論証に耐えないが、極めて興味深い問題点になり得るので附言しておく。

㉑ 前掲小野響「烏桓における单于の導入——三郡烏桓王権の変化と非漢族への单于授与——」参照。

㉒ 五胡十六国時代の单于に関する先行研究整理と、後趙における单于に対する卑見については、小野響「後趙における支配の様相」（同『後趙史の研究』 汲古書院、二〇二〇年、初出二〇一九年）を参照。

㉓ 劉淵の大单于を含めた、魏晉南北朝時代における单于については、小野響「大单于の復活と消滅——魏晉南北朝時代における「单于」——」（『集刊東洋学』 一二七、二〇二二年）を参照。

（日本学術振興会特別研究員PD（京都大学大学院人間・環境学研究科）

『宋書』・『晉書』・『通典』における西晋元会儀礼式次第比較表

	A	B	C	D
1		『宋書』卷一四、礼志一	『晉書』卷二一、礼志下	『通典』卷七〇、礼典三〇、元正冬至受朝賀
2		晉武帝世、更定元會注、今有咸寧注是	晉氏受命、武帝更定元會儀、咸寧注是	晉武帝咸寧中、定儀。
3		傅玄元會賦曰	傅玄元會賦曰	
4		「考夏后之遺訓、綜殷周之典藝、採秦漢之舊儀、定元正之嘉會。」	「考夏后之遺訓、綜殷周之典藝、採秦漢之舊儀、定元正之嘉會。」	
5		此則兼採衆代可知矣。	此則兼採衆代可知矣。	
6		咸寧注、	咸寧注	
7		先正一日、	先正一日、	先正月一日、
8		守宮宿設王公卿校便坐於端門外、大樂鼓吹又宿設四廂樂及牛馬帷閣於殿前。	有司各宿設。	有司各宿設王公卿校便坐於端門外、大樂鼓吹又宿設四廂樂於殿前。
9	元旦 前日	夜漏未盡十刻、	夜漏未盡十刻、	夜漏未盡十刻、
10		羣臣集到、庭燎起火。	羣臣集到、庭燎起火。	羣臣集、庭燎起。
11		上賀謁報、又賀皇后。	上賀、起、謁報、又賀皇后。	上賀、謁報、又賀皇后。
12		還從雲龍東中華門入謁、詣東閣下便坐。	還、從雲龍・東中華門入、詣東閣下、便坐。	還從雲龍・東中華門入謁、詣東閣下便坐。
13	晨賀	漏未盡七刻、	漏未盡七刻、	漏未盡七刻、
14		羣司乘車與百官及受贊郎下至計吏、皆入、詣階部立。	百官及受贊郎官以下至計吏皆入立其次、	羣司乘車與百官及受贊郎、下至計吏、皆入、詣階部、立其次、
15		其陞衛者、如臨軒儀。	其陞衛者如臨軒儀。	其階衛者如臨軒儀。
16		漏未盡五刻、	漏未盡五刻、	漏未盡五刻、
17		謁者僕射・大鴻臚各奏「羣臣就位定。」	謁者・僕射・大鴻臚各各奏羣臣就位定。	謁者僕射・大鴻臚各奏「羣臣就位定。」
18		漏盡、	漏盡、	漏盡、
19		侍中奏「外辦。」	侍中奏外辦。	侍中奏「外辦」。
20		皇帝出。	皇帝出、	皇帝出、
21		鍾鼓作、百官皆拜伏。	鍾鼓作、百官皆拜伏。	鍾鼓作、百官皆拜伏。
22		太常導皇帝升御座。	太常導皇帝升御坐、	太常導皇帝升御座、
23		鍾鼓止。百官起。	鍾鼓止、百官起。	鍾鼓止、百官起。
24	大鴻臚跪奏「請朝賀。」	大鴻臚跪奏『請朝賀』。	大鴻臚跪奏「請朝賀」。	

	A	B	C	D
25		治禮郎讚「皇帝延王登。」	掌禮郎讚『皇帝延王登』。	掌禮郎贊「皇帝延王登」。
26		大鴻臚跪讚「蕃王臣某等奉白璧各一、再拜賀。」	大鴻臚跪讚『蕃王臣某等奉白璧各一、再拜賀』。	大鴻臚跪贊「蕃王臣某等奉白璧各一、再拜賀」。
27		太常報「王悉登。」	太常報『王悉登』。	太常報「王悉登」。
28		謁者引上殿、當御座。	謁者引上殿、當御坐。	謁者引上殿、當御座。
29		皇帝興、王再拜。	皇帝興、王再拜。	皇帝興、王再拜。
30		皇帝坐、復再拜、	皇帝坐、復再拜。	皇帝坐、復再拜。
31		跪置壁御座前、復再拜。	跪置壁御坐前、復再拜。	跪置壁御座前、復再拜。
32		成禮訖、謁者引下殿、還故位。	成禮訖、謁者引下殿、還故位。	成禮訖、謁者引下殿、還故位。
33			掌禮郎讚『皇帝延太尉等』。	掌禮郎贊「皇帝延太尉等」。
34		治禮郎引公・特進・匈奴南単于子・金紫將軍當大鴻臚西、中二千石・二千石・千石・六百石當大行令西、皆北面伏。	於是公・特進・匈奴南単于・金紫將軍當大鴻臚西、中二千石・二千石・千石・六百石當大行令西、皆北面伏。	理禮郎引公・特進・匈奴南単于・金紫將軍當大鴻臚西、中二千石・二千石・千石・六百石當大行令西、皆北面伏。
35	晨賀	大鴻臚跪讚「太尉・中二千石等奉璧皮帛羔雁雉、再拜賀。」	鴻臚跪讚『太尉・中二千石等奉璧・皮・帛・羔・雁・雉、再拜賀』。	鴻臚跪贊「太尉・中二千石等奉璧・皮・帛・羔・雁・雉、再拜賀」。
36		太常讚「皇帝延君登。」	太常讚『皇帝延公等登』。	太常贊「皇帝延公等登」。
37		治禮引公至金紫將軍上殿、當御座。	掌禮引公至金紫將軍上殿。	掌禮引公至金紫將軍上殿、當御座。
38		皇帝興、皆再拜。	皇帝興、皆再拜。	皇帝興、皆再拜。
39		皇帝坐、又再拜。	皇帝坐、又再拜。	皇帝坐、又再拜。
40		跪置璧皮帛御座前、復再拜。	跪置璧皮帛御坐前、復再拜。	跪置璧皮帛御座前、復再拜。
41		成禮訖、讚者引下殿、還故位。	成禮訖、謁者引下殿、還故位。	成禮訖、謁者引下殿、還故位。
42		王公置璧成禮時、大行令並讚、殿下中二千石以下同。	公置璧成禮時、大行令並讚殿下、中二千石以下同。	王公置璧成禮時、大行令並贊殿下、中二千石以下同。
43		成禮訖、以贊授受贊郎、郎以璧帛付謁者、羔・雁・雉付太官。	成禮訖、以贊授贊郎、郎以璧帛付謁者、羔・雁・雉付太官。	成禮訖、以贊授受贊郎、郎以璧帛付謁者、羔・雁・雉付太官。
44		太樂令跪請奏雅樂。以次作樂。	太樂令跪請奏雅樂、樂以次作。	太樂令跪請奏雅樂、樂以次作。
45		乘黃令乃出車。	乘黃令乃出車、	乘黃令乃出車、

	A	B	C	D
46	晨賀	皇帝罷入、百官皆坐。	皇帝罷入、百官皆坐。	皇帝罷入、百官皆坐。
47		晝漏上水六刻、	晝漏上水六刻、	晝漏上水六刻、
48		諸蠻夷胡客以次入、皆再拜訖、坐。	諸蠻夷胡客以次入、皆再拜訖、坐。	諸蠻夷胡客以次入、皆再拜訖、坐。
49	昼會	御入三刻、又出。	御入後三刻又出、	御入後三刻又出、
50		鍾鼓作。	鐘鼓作。	鐘鼓作。
51		謁者僕射跪奏「請羣臣上。」	謁者・僕射跪奏『請羣臣上』。	謁者僕射跪奏「請群臣上」。
52		謁者引王公至二千石上殿、千石・六百石停本位。	謁者引王公二千石上殿、千石・六百石停本位。	謁者引王公二千石上殿、千石・六百石停本位。
53		謁者引王詣尊酌壽酒、跪授侍中。	謁者引王詣樽酌壽酒、跪授侍中。	謁者引王詣樽酌壽酒、跪授侍中。
54		侍中跪置御座前。	侍中跪置御座前、	侍中跪置御座前、
55		王還自酌、置位前。	王還。王自酌置位前、	王還、自酌置位前、
56		謁者跪奏「蕃王臣某等奉觴再拜、上千萬歲壽。」	謁者跪奏『藩王臣某等奉觴、再拜上千萬歲壽』。	謁者跪奏「藩王臣某等奉觴、再拜上千萬歲壽」。
57		侍中曰「觴已上。」		侍中云「觴已上」、
58		百官伏稱萬歲。		百官伏稱萬歲。
59		四廂樂作。	四廂樂作、	四廂樂作、
60		百官再拜。	百官再拜。	百官再拜。
61		已飲、又再拜。	已飲、又再拜。	已飲、又再拜。
62		謁者引諸王等還本位。	謁者引王等還本位。	謁者引王等還本位。
63		陛下傳就席、羣臣皆跪諾。	陛下者傳就席、羣臣皆跪諾。	陛下者傳就席、群臣皆跪諾。
64		侍中・中書令・尚書令各於殿上上壽酒、	侍中・中書令・尚書令各於殿上上壽酒。	侍中・中書令・尚書令各於殿上上壽酒。
65		登歌樂升、太官令又行御酒。	登歌樂升、太官又行御酒。	登歌樂升、太官令又行御酒。
66		御酒升階、太官令跪授侍郎、侍郎跪進御座前。	御酒升階、太官令跪授侍郎、侍郎跪進御座前。	御酒升階、太官令跪授侍郎、侍郎跪進御座前。
67		乃行百官酒。	乃行百官酒。	乃行百官酒。
68		太樂令跪奏「奏登歌。」三。終、乃降。	太樂令跪奏『奏登歌』、三終乃降。	太樂令跪奏「奏登歌」、三終乃降。
69	太官令跪請御飯到陛、羣臣皆起。	太官令跪請具御飯、到階、羣臣皆起。	太官令跪請具御飯、到階、群臣皆起。	
70	太官令持羹跪授司徒。持飯跪授大司農。	太官令持羹跪授司徒、持飯跪授大司農、	太官令持羹跪授司徒、持飯跪授大司農、	

	A	B	C	D
71	昼会	尚食持案並授侍郎、侍郎跪進御座前。	尚食持案並授持節、持節跪進御座前。	尚食持案並授侍郎、侍郎跪進御座前。
72		羣臣就席。	羣臣就席。	群臣就席。
73		太樂令跪奏「食舉樂。」	太樂令跪奏『奏食舉樂』。	太樂令跪奏「奏食舉樂」。
74		太官行百官飯案遍。	太官行百官飯案遍。	太官行百官飯案遍。
75		食畢、太樂令跪奏「請進儷。」	食畢、太樂令跪奏「請進樂」。	食畢、太樂令跪奏「請進舞」。
76		儷以次作。	樂以次作。	樂以次作。
77		鼓吹令又前跪奏「請以次進衆伎。」	鼓吹令又前跪奏『請以次進衆伎』。	鼓吹令又前跪奏「請以次進伎」。
78		乃召諸郡計吏前、授敕戒於階下。	乃召諸郡計吏前、受敕戒於階下。	乃召諸郡計吏前、授敕戒於階下。
79		宴樂畢、	宴樂畢、	宴樂畢、
80		謁者一人跪奏「請罷退。」	謁者一人跪奏『請罷退』。	謁者一人跪奏「請罷退」。
81		鐘鼓作、羣臣北面再拜出。	鐘鼓作、羣臣北面再拜、出。	鐘鼓作、群臣北面再拜、出。
82		江左更隨事立位、大體亦無異也。宋有天下、多仍舊儀、所損益可知矣。	然則夜漏未盡七刻謂之晨賀、晝漏上三刻更出、百官奉壽酒、謂之晝會。別置女樂三十人於黃帳外、奏房中之歌。	[未盡七刻謂之晨賀、晝漏上三刻更出、百官奉壽酒、謂之晝會。別置女樂三十人於黃帳外、奏房中之歌。其王公以下入朝者、四方各爲二番、三歲而周、周則更始。如有故・不朝之歲、各遣卿奉聘。]

